

太田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営、評価等の必要な事項を審議し、センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又は変更

ウ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施

エ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

(2) センターの運営に関すること。

ア 協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他協議会が必要と認める書類

イ 協議会は、基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に事業内容を評価するものとする。

(3) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域の社会的資源の開発その他の地域の支援体制等に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会がセンターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

(1) 介護サービスに関する事業に従事する者 6人

(2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者 6人

(3) 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 3人

(4) 介護に関し学識経験を有する者 2人

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。